

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和4年度決算審査の概要 －警告決議に係る質疑と審査結果等について－
著者 / 所属	大柳 涼 / 前決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	468号
刊行日	2024-7-25
頁	129-140
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線75020）／03-5521-7686（直通））。

令和4年度決算審査の概要

— 警告決議に係る質疑と審査結果等について —

大柳 涼

(前決算委員会調査室)

1. 参議院における令和4年度決算の審査経緯
2. 警告決議に係る質疑の概要
 - (1) 紅麹原料を含む機能性表示食品による健康被害
 - (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達に係る不適正な契約手続
 - (3) 羽田空港における航空機衝突事故
 - (4) 自衛隊において近年相次ぐヘリコプター墜落事故
3. 令和4年度決算の審査結果等
 - (1) 決算の是認
 - (2) 決算に対する各会派の賛否及び反対理由
 - (3) 警告決議
 - (4) 措置要求決議
 - (5) 会計検査院への検査要請
4. 令和4年度決算審査に基づく決議の特色
5. 決算審査の更なる充実に向けた今後の課題
 - (1) 補正予算の計上に関する決算的視点
 - (2) 決算情報の開示に関する課題

1. 参議院における令和4年度決算の審査経緯

国の令和4年度決算¹は、第212回国会（臨時会）の令和5年11月20日に、会計検査院の令和4年度決算検査報告とともに国会に提出された。参議院においては、12月11日の本会

¹ 令和4年度決算とともに令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書、令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書が提出され、決算外2件として一括して審査された。

議において決算の概要報告及びこれに対する質疑を行った後、決算委員会に付託され、同日、委員会において鈴木財務大臣から決算の概要説明を、岡村会計検査院長（当時）から検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。第213回国会（常会）の6年4月1日に岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行い、4月8日以降計6回に及ぶ省庁別審査、5月27日に鈴木財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月10日には岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、同日に討論及び採決を行うことによって、委員会での審査を終えた。

そして、6月12日の本会議で佐藤信秋決算委員長から委員長報告がなされ、討論及び採決の結果、令和4年度決算を是認するとともに、「内閣に対する警告」（以下「警告決議」という。）を行うことを決定した。決算が提出された翌年又は当該年の常会会期中に議了するのは、平成24年度決算審査以降、11年連続となっている（図表1）。

本稿では、令和4年度決算審査における様々な議論²のうち、警告決議に係る質疑の概要を紹介するとともに、令和4年度決算の審査結果等をまとめることとしたい。

図表1 参議院における各年度決算の議決（平成24年度決算以降）

決算年度	国会提出日	提出された翌年又は当該年の常会	議決年月日			
			決算委員会		本会議	
H24	H25. 11. 19	第186回（H26. 1. 24～26. 6. 22）	H26. 6. 9	是認	H26. 6. 11	是認
25	26. 11. 18	第189回（27. 1. 26～27. 9. 27）	27. 6. 29	是認	27. 7. 1	是認
26	28. 1. 4	第190回（28. 1. 4～28. 6. 1）	28. 5. 23	是認	28. 5. 25	是認
27	28. 11. 18	第193回（29. 1. 20～29. 6. 18）	29. 6. 5	是認	29. 6. 7	是認
28	29. 11. 21	第196回（30. 1. 22～30. 7. 22）	30. 6. 18	是認	30. 6. 27	是認
29	30. 11. 20	第198回（31. 1. 28～R元. 6. 26）	R元. 6. 10	是認	R元. 6. 14	是認
30	R元. 11. 19	第201回（2. 1. 20～2. 6. 17）	2. 6. 15	是認	2. 6. 17	是認
R元	2. 11. 20	第204回（3. 1. 18～3. 6. 16）	3. 6. 7	是認	3. 6. 9	是認
2	3. 12. 6	第208回（4. 1. 17～4. 6. 15）	4. 6. 13	是認	4. 6. 15	是認
3	4. 11. 18	第211回（5. 1. 23～5. 6. 21）	5. 6. 12	是認	5. 6. 14	是認
4	5. 11. 20	第213回（6. 1. 26～6. 6. 23）	6. 6. 10	是認	6. 6. 12	是認

（出所）筆者作成

2. 警告決議に係る質疑の概要

（1）紅麹原料を含む機能性表示食品による健康被害

小林製薬株式会社が製造販売した紅麹原料を含む機能性表示食品の摂取により、死亡事例や入院事例など深刻な健康被害が多数発生し、令和6年3月22日付で製品を回収する旨が同社より公表された。機能性表示食品制度に関する消費者庁のガイドライン等では事業者が健康被害を把握した場合の報告義務や明確な報告基準が定められていないため、同社

² 決算審査に当たっては、第40回国会参議院決算委員会（昭和37年5月5日）において、「国会が議決した予算及び関係法律が適正、かつ、効率的に執行されたかをはじめ決算全般について審査し、あわせて政策の実績批判を行う」との方針が決定された。これに基づき、審査対象年度の決算についてだけでなく、決算に關係する事項で現年度中の予算執行に問題があるものなどについても隨時議論に取り上げ、必要があれば警告を発するなどしている。

による被害把握から報告までに2か月以上を要し、被害の拡大を招く事態となつた。

委員会では、安全性確保のため厚生労働省と消費者庁が情報共有や連携を行う必要性、機能性表示食品の安全性が担保される制度に改善する必要性等についてただされた。武見厚生労働大臣は、「機能性表示食品制度は消費者庁の所管となっているが、食品衛生法を所管する厚生労働省は、官房長官からの指示を踏まえて当面の対応として、国立医薬品食品衛生研究所等と連携して原因究明に当たっている。関係省庁等としっかりと連携しながら、再発防止のために食品衛生法体系においていかなる施策が必要となるか検討していく」旨答弁した³。また、自見内閣府特命担当大臣は、「機能性表示食品制度は、その機能性のみならず、機能性関与成分の安全面の科学的根拠も含め、事業者の責任において明らかにし、販売前に消費者庁に届出をすることを求めるものである。今回の事案を受けて機能性表示食品を巡る検討会を開始するが、機能性表示食品の製造過程における安全性の担保、健康被害情報の報告のルール、届出情報や義務表示事項の消費者への伝達方法の改善など、様々な指摘を受け止めて制度の在り方についてしっかりと検討していく」旨答弁した⁴。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達に係る不適正な契約手続

農林水産省は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村における国産豚肉の提供に当たり、調達、加工した国産豚肉を令和2年度末まで保管する請負契約をスターゼン株式会社と締結していた。会計検査院が検査したところ、大会が終了する3年9月までの国産豚肉の逐次納入や、同契約締結前の別契約により納入予定の外国産豚肉から切り替えることに伴い生ずる調達等に要する費用の増加額を支払うことについて、同社と口頭で合意していたにもかかわらず、同省の担当職員が年度ごとに業務を分割し2件の契約とする手續が煩雑であるなどとして、国産豚肉の数量に架空のものを記載し、履行期限を年度末に装うなどして口頭での合意内容と異なる内容の請負契約書を作成しただけでなく、このことを認識していた検査職員も事実と異なる検査調書を作成し、同省が契約金額全額を支払っていたことが明らかとなつた。

委員会では、会計検査院の指摘に対する受け止め、予算の単年度主義⁵や会計法令を軽視し虚偽の契約書を作成したことに対する認識等についてただされた。坂本農林水産大臣は、「当時、非常に慌ただしい環境にあったと思う。大会の開催が1年伸びたことから、外国産豚を使う予定だったものが、急遽国産を使うということで急いで契約しなければならなかつた。しかし、今回の事態は会計法令に照らして著しく適正さを欠いていたと認識しており、重く受け止めている。今後同様な事態が生じないよう、法令遵守についての職員の意識改革や知識向上を図るための通知を発出するなど再発防止を徹底する。予算の単年度主義はしっかりと守らなければならず、いかに慌ただしい環境であっても、やはり緊張感や

³ 第213回国会参議院決算委員会会議録第2号13頁（令6.4.8）

⁴ 第213回国会参議院決算委員会会議録第4号（令6.4.15）

⁵ 予算の単年度主義とは、国会における予算の議決は毎会計年度に行うべしという原則であり、国会の予算審議権確保の要請からくるものである。憲法第86条において「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない」と規定していることが法的根拠とされている。財務省「繰越しガイドブック（令和2年6月）」4頁参照。

法令遵守の精神が足りなかつたと思つてゐる」旨答弁した⁶。

（3）羽田空港における航空機衝突事故

令和6年1月、羽田空港の滑走路で日本航空機と海上保安庁機が衝突、炎上し、多くの乗員乗客が巻き込まれ、日本航空機側では、迅速な判断と誘導の下に乗員全員が脱出して死者は出なかつたものの、海上保安庁職員5名が亡くなる重大事故が発生した。

委員会では、平成19年に航空機による滑走路誤進入事案が相次いだことを踏まえて国土交通省において再発防止に向けた取組が行われてきたことが指摘され、これまでの対策の実効性や羽田空港における航空機衝突事故の原因究明と再発防止策の策定に向けた取組状況等についてただされた。斎藤国土交通大臣は、「平成19年に滑走路誤進入事案が相次いだことを踏まえ検討会議を設置して20年3月に対策を取りまとめた。この取りまとめに基づき、管制交信に係るマニュアルの作成などパイロットと管制官のコミュニケーションのそごの防止、滑走路の誤進入をレーダーで監視して注意喚起表示を行う管制官の視覚的な支援システムの整備等の対策を行い、誤進入事案の未然防止に取り組んできた。これらの対策はいずれも有効であったと認識しているが、今般の羽田での事故を含め事案の根絶には至っていない。現在、事故直後に取りまとめた緊急対策に加え、外部有識者を含む検討委員会において、ハード、ソフト両面での更なる航空の安全・安心対策を検討しており、本年夏頃には中間取りまとめが行われる予定である。最終的には運輸安全委員会の事故調査報告も踏まえ、抜本的な安全・安心対策を講じる」旨答弁した⁷。

（4）自衛隊において近年相次ぐヘリコプター墜落事故

令和6年4月、鳥島東海域において海上自衛隊のヘリコプター2機が空中衝突して墜落し、搭乗員8名が亡くなる事故が発生したが、5年4月にも宮古島沖で陸上自衛隊のヘリコプターが墜落して搭乗員10名全員が亡くなるなど、自衛隊のヘリコプター墜落による重大事故が近年相次いで発生している。

委員会では、相次ぐヘリコプター墜落事故に対する受け止め及び安全管理を徹底する必要性等についてただされるとともに、これまでの事故の教訓が徹底されていない可能性があることが指摘された。木原防衛大臣は、「事故発生直後に、全ての航空機の安全管理の徹底について大臣指示を出した。近年、自衛隊のヘリコプター墜落事故により国民に不安を与えていたことを大変遺憾に思う。今回の海上自衛隊の事故について、事故調査委員会において事故原因を究明し、再発防止策について検討を行う。これまでの事故の教訓を風化させることがないよう、引き続き、それぞれの事故の再発防止策を徹底し、教育を実施していく」旨答弁した⁸。

⁶ 第213回国会参議院決算委員会会議録第6号（令6.5.13）

⁷ 第213回国会参議院決算委員会会議録第8号（令6.5.27）

⁸ 前掲注7

3. 令和4年度決算の審査結果等

(1) 決算の是認

令和4年度決算は、令和6年6月10日の委員会での採決の結果、多数をもって是認すべきものとし、全会一致をもって内閣に対して警告すべきものと議決された。また同日、令和4年度決算審査措置要求決議が全会一致をもって議決されたほか、国会法第105条の規定⁹に基づき会計検査院に対し検査要請を行った。6月12日の本会議においては、令和4年度決算は多数をもって是認することとし、警告決議は全会一致をもって議決された。

(2) 決算に対する各会派の賛否及び反対理由

令和4年度決算の委員会採決において、自由民主党及び公明党は決算の是認に賛成、立憲民主・社民、日本維新の会・教育無償化を実現する会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党は是認に反対した。討論は反対討論のみが行われ、各会派から述べられた反対の理由は、おおむね次のとおりである¹⁰。

立憲民主・社民は、可能な限り国債発行を取りやめることで、一層の財政健全化を進められるにもかかわらず、恣意的に決算剰余金を膨らませ、令和5年度補正予算や防衛費の財源に充てたこと、6年4月の行政改革推進会議において、基金全体の点検・見直し結果を発表したもの、基金の見直しは不十分であり、依然として不用額が基金にため込まれている可能性があること、行政事業レビューシートにおいて、複数年にわたって続けられてきた事業が、ある年から突然他の事業と一緒にまとめられて記入されるようになり、個々の事業の執行状況が見えなくなっているという事例が複数あり、決算情報の開示について後ろ向きな姿勢が見られることを挙げた。

日本維新の会・教育無償化を実現する会は、4年度に計上された予備費が極めて巨額であり、財政民主主義をゆがめ、使用決定による予算の配賦先で結果として多額の繰越しが発生していること、国の基金が急激に膨張しており、効果の見込まれない事業の廃止と国庫返納を厳しく促すことが必要であること、会計検査院によって、資源エネルギー庁が実施していたガソリン価格のモニタリング業務に関する調査結果が有効に活用されていなかつたことが明らかにされたが、本来は外部から指摘される前に自発的に無駄を省くべきであり、総理が繰り返し訴えている行財政改革のメッセージが行政に全く浸透していないことを挙げた。

国民民主党・新緑風会は、化石燃料や鉱物資源の少ない我が国で付加価値を生み出す源は人的資本にあるが、文教及び科学振興費が増えておらず、人への投資が少ないと、政府の当時の税制改正法案の法人税減税による賃上げ促進では、法人税を払うことができる黒字企業しか恩恵を受けることができず、給料が上がる経済への取組が足りないこと、ガソリン税、軽油引取税のトリガ一条項凍結解除が実現されなかつたこと、安倍元内閣総理大臣と統一教会の関係について十分な説明がなされていないなど、統一教会に対する政府・

⁹ 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

¹⁰ 第213回国会参議院決算委員会会議録第9号（令6.6.10）

与党の対応が不十分なことを挙げた。

日本共産党は、物価高騰により国民の生活が困難を増す中で、政府は、消費税の減税、インボイス中止など、国民の家計を直接温める措置を拒否する一方で、岸田政権肝煎りのDX（デジタルトランスフォーメーション）や特定の半導体大企業に対する支援、原発再稼働等への巨額資金の投入など露骨な大企業優遇をしており、補正予算における巨額の予備費計上と執行により国会での議論を回避し、財政民主主義の原則を否定していること、4年度一般会計における防衛省の支出総歳出額は5兆5,626億円に上り、当初予算だけなく、補正予算での計上により巨額の軍事費を賄うことが常態化していることを挙げた。

（3）警告決議

決算に関する参議院の議決を構成する警告決議は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているものや、不作為ややすんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、参議院の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。令和4年度決算自体は多数をもって是認されたが、警告決議は、委員会、本会議ともに全会一致で議決されている。令和4年度決算審査における議論を踏まえて議決した警告決議の項目は、図表2のとおりである¹¹。この警告決議に対し、岸田内閣総理大臣は、「政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行っているところであるが、今般、4項目にわたる指摘を受けたことは、誠に遺憾である。いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような指摘を受けることのないよう改善、指導していく」旨の所信を述べた¹²。

図表2 警告決議の項目

1. 紅麹原料を含む機能性表示食品による健康被害について
2. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達に係る不適正な契約手続について
3. 羽田空港における航空機衝突事故について
4. 自衛隊において近年相次ぐヘリコプター墜落事故について

（出所）筆者作成

（4）措置要求決議

措置要求決議とは、警告決議の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、警告決議の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に、委員会として改善を求めるもの

¹¹ 決議本文は参議院ホームページ「令和四年度決算 議決」<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/213/k010_061201.pdf>を参照。（以下、URLの最終アクセス日はいずれも令和6年7月10日である。）

¹² 第213回国会参議院本会議録第26号（令6.6.12）

である。措置要求決議は、初めて議決した平成15年度決算審査以降、全ての会派の合意に基づいて議決されてきており、今回も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。令和6年6月10日の委員会において、令和4年度決算審査における議論を踏まえて議決した措置要求決議の項目は、図表3のとおりである¹³。

図表3 措置要求決議の項目

1. 新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正事案について
2. 特殊詐欺の被害防止策及び若者を犯罪に加担させないための取組の徹底について
3. 地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化に向けた支援の強化について
4. 学校における医療的ケア児に対する支援体制の整備について
5. 日本年金機構のコールセンター機器群における不十分な情報セキュリティ対策について
6. 水田活用の直接支払交付金における不適正な交付及び収量把握について
7. 小型家電リサイクル推進事業の不十分な実績について
8. 防衛省の契約において予定価格の過大積算が繰り返されている事態について

(出所) 筆者作成

(5) 会計検査院への検査要請

決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、その実態が不明確なものについて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対して検査要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、委員会では、令和4年度決算審査を踏まえ、令和6年6月10日、会計検査院に対し、3項目の検査要請を行うことを決定した¹⁴（図表4）。

図表4 会計検査院への検査要請の項目

- ・国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金について
- ・有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達の状況について
- ・マイナポイント事業の実施状況等について

(出所) 筆者作成

¹³ 決議本文は参議院ホームページ「令和4年度決算審査措置要求決議」<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/213/k028_061001.pdf>を参照。

¹⁴ 各項目における検査の対象及び内容については会計検査院ホームページ<https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/activity/demand_r06.html>を参照。

なお、決算審査の過程においては、東日本大震災復興特別会計予算の執行状況等、予備費の使用等の状況、防衛力整備計画の執行結果等について、それぞれ検査要請の提案があつたが、与野党の合意に至らず、検査要請は行われなかつた。

4. 令和4年度決算審査に基づく決議の特色

令和4年度決算審査では、4項目の警告決議及び8項目の措置要求決議が議決された。

今回の決議の特色として、社会問題となった事象や多くの国民の注目を集めた事故に対して警告を発したことがある。先述のとおり、警告決議は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているもの等に対し、参議院の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものであるが、そのほか、社会的な関心が高く国会として意見を表示しておくべき事象に対して発することもある。「紅麹原料を含む機能性表示食品による健康被害について」では、規制改革の一環として導入され、事業者の責任において届出だけで機能性を表示できる機能性表示食品制度について、国民の生命と健康が脅かされることは国会として看過することはできず、制度の抜本的見直しを求めるとしたものである。「羽田空港における航空機衝突事故について」も国民の関心を集めた重大事故であったが、政府において従前から航空機による滑走路誤進入事案が相次いだことを踏まえて対策が講じられたにもかかわらず事故を防ぐことができなかつたことを問題点として指摘し、航空管制官の人的体制の強化・拡充を求めている。同様に「自衛隊において近年相次ぐヘリコプター墜落事故について」も、相次ぐヘリコプター墜落事故で多くの自衛隊員の命が失われていることの重大性に鑑み、操縦者の負担軽減のため必要十分な人員の確保を求めるものである。

残る警告決議の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達に係る不適正な契約手続について」は、会計検査院の令和4年度決算検査報告で指摘された会計経理の手続に関するものであるが、契約期間が複数年度にわたることから年度ごとに業務を分割して2件の契約とする必要があるところを、履行期限を偽装して業務全体が単年度で完了するように見せかけ、検査職員もこれを黙認するなど、明らかに会計法令に違反しており、組織として著しく適正を欠いていたと言わざるを得ない事態である。このほか、措置要求決議の「防衛省の契約において予定価格の過大積算が繰り返されている事態について」も会計経理の手続に関するものであり、令和4年度決算検査報告では、防衛省地方防衛局が契約した建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算について5億2,550万円過大となっていることが指摘されたが、それ以前から防衛省に対しては、他事業でも予定価格の積算に関する同様の事態が繰り返し指摘されており、組織内での情報や問題意識の共有が不十分であったと考えられる。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策に関連するものとして、措置要求決議の「新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正事案について」がある。政府は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に検査促進枠を創設し、6,200億円を予算計上して都道府県によるPCR検査等の無料化を支援したが、実施事業者による不正申請が、令和6年3月末までに東京都において393億円、大阪府において81億円に上るなど全国

で相次いでいることが明らかとなった。国においては持続化給付金や雇用調整助成金等の不正受給が大きな問題となり対策が進められたが、無料検査事業の財源は国費であるものの実施主体は地方公共団体となっているため、不正申請の調査も各々となっていて、全体でどれほどの不正受給があるのか等の実態解明が十分に進んでおらず、政府と連携した効果的な取組が求められる。

5. 決算審査の更なる充実に向けた今後の課題

決算審査の意義は、国の予算執行の効果を検証し、その結果を後年度の予算編成及び執行に反映することによって、より一層適正な財政運営の実現を目指すところにある。決算審査が的確かつ円滑に行われるためには、政府が予算の執行状況について容易に検証できるよう情報開示することが求められる。この観点から、令和4年度決算審査での議論を踏まえ、決算審査の更なる充実に向けた今後の課題を指摘したい。

(1) 補正予算の計上に関する決算的視点

補正予算は、財政法第29条により「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出」等の場合に限り編成できるとされている。この緊要性が要件である補正予算において、当初予算より多く予算を計上することが常態化している施策があることの妥当性について議論があった。

委員会では、令和5年度補正予算に計上された内閣府所管の施策のうち、過去3年以上続いている施策に関して、補正予算でしか計上されていない施策や当初予算よりも補正予算で計上される額の方が大きい施策があることが明らかとなった。例えば、「DV被害者等への相談支援体制の充実」は、3年連続で当初予算ではなく補正予算で計上されているが、補正予算に計上し続けているということは現体制のままでは不十分ということであり、内容を精査した上で当初予算にしっかり計上すべきこと、また、「衛星開発・利用実証等の宇宙開発利用の加速推進」は、3年連続で補正予算が当初予算の数倍の規模で計上されて補正予算が主のようになっており、何年にもわたってこの逆転現象が起きているというのは、補正予算の緊要性に対して疑義があり、概算要求基準による財政規律の抜け道にもなっていることが指摘されている¹⁵。

当初予算では歳出を抑え、入りきらない分は比較的査定の緩い補正予算に計上する、いわゆる「補正回し」の問題であるが、補正予算は緊急対応という前提なので迅速に必要な事業に予算を配分する必要があり、当初予算のように財務省が厳しく査定する時間的余裕がないとの指摘もある¹⁶。そうであるならば、決算的観点から、補正予算で計上した事業の執行状況について、本当に緊要性があったのかという視点で審査することは意義のあることであろう。そして、そのためには本来、補正予算で計上した予算が実際にいくら使われたのかを把握する必要があるが、国の決算書では、当初予算と補正予算、予備費等が一体となった歳出予算現額の執行状況しか記載されないため、補正予算により予算科目が新設

¹⁵ 前掲注4

¹⁶ 『毎日新聞』(令5.9.26)

された場合等でない限り、補正予算を財源とする額を区別して確認することは困難である。

委員会では内閣府所管の施策について議論されたが、当初予算より多く補正予算を計上することが常態化している施策は各省庁にあると思われる。令和4年度一般会計の当初予算と補正予算を所管別に見ると、図表5のとおり、経済産業省は当初予算よりも大きな補正予算を計上しており、その規模は当初予算の14倍近くになっている。他省庁はこのような状況にはなっておらず、経済産業省だけが突出している¹⁷。なお、同省では2年度から5年度まで補正予算が当初予算を上回る状態が続いている。これが補正回しによるもののかを判定することは困難であるが、当初予算より補正予算が主のようになっている状態は、いささかいびつな構造ではないだろうか。補正予算の緊要性という観点からも、ここまで補正予算を拡大することが妥当であるのか検証する必要があるだろう。

図表5 令和4年度所管別一般会計歳出

(億円)

	当初予算a	補正予算b	b/a
皇室費	73	—	—
国会	1,283	50	0.04
裁判所	3,228	12	0.00
会計検査院	169	2	0.01
内閣	1,072	253	0.24
内閣府	39,433	13,246	0.34
デジタル庁	4,720	1,209	0.26
総務省	164,624	17,572	0.11
法務省	7,438	247	0.03
外務省	6,904	2,638	0.38
財務省	311,688	64,343	0.21
文部科学省	52,818	14,548	0.28
厚生労働省	335,160	45,899	0.14
農林水産省	21,043	7,421	0.35
経済産業省	9,024	122,091	13.53
国土交通省	60,307	20,951	0.35
環境省	3,291	1,334	0.41
防衛省	53,687	4,418	0.08
計	1,075,964	316,231	0.29

(注) 単位未満四捨五入。

(出所) 財務省「決算の説明」より作成

(2) 決算情報の開示に関する課題

国の決算書では、当初予算と補正予算、予備費等が一体となった歳出予算現額の執行状況しか記載されないことは先に述べたとおりであるが、これまでの決算審査では、予備費使用額を財源とする額を区別して確認することができないこと、すなわち、予備費使用の

¹⁷ 同省の予算内訳を主要経費別に見ると、中小企業対策費の当初予算1,095億円に対し補正予算1兆2,161億円、エネルギー対策費の当初予算5,512億円に対し補正予算1兆2,029億円、その他の事項経費の当初予算1,241億円に対し補正予算8兆297億円等となっている。

妥当性について、執行状況から遡って検証することができないという問題について議論されている。この問題について、令和4年5月、鈴木財務大臣は「予備費のみを区分管理することについては、予算の不足を補うという予備費の性格や各省庁の執行管理が複雑化することによって追加的事務負担が生じ得るなど実務上の課題があり、予算執行の効率性を損ないかねない等の観点から慎重に検討すべきである」旨答弁¹⁸しており、これに対して、会計検査院が決算委員会からの検査要請を受けて検査¹⁹したところ、検査対象となった一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費等（以下「コロナ関係予備費」という。）については、各省庁が管理簿を作成して事業単位で予算の執行管理を行っており、予備費使用相当額の執行状況を区別できるようになっていた実態が明らかとなっている²⁰。

委員会では、この事実と財務大臣の答弁との整合性について問われたが、鈴木財務大臣は、「一般論としての実態を述べたもので、そうした実務的な制約の中においても、コロナ関係予備費の執行状況について可能な限り説明責任を果たすことは不可欠と認識し、各省庁と連携してその説明の工夫に努めてきた」旨答弁している²¹。さらに、この答弁に対しては、6年6月12日の本会議での討論において、一般論として執行管理の複雑さや追加的事務負担があるとしても、それはAI技術やDXの活用によって解決すべき課題ではないかと指摘されている²²。AI技術やDXの活用によって、執行管理が容易となり、追加的な事務負担なく、予備費使用分や補正予算分の執行を区分して公表できるようになれば、予備費使用の妥当性や補正予算の緊要性等を執行状況から遡って検証することも可能となり、決算情報の開示にとって大きな前進となるだろう。

また、行政事業レビューにおける決算情報の開示の在り方についても議論があった。行政事業レビューは、各府省庁が自律的に、原則全ての事業について、EBPM（根拠に基づく政策立案）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り、何に使われたかといった実態を把握し、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組とされているが、一部の行政事業レビューシートの作成について、事業の執行状況が分かりにくくなる方向で変更されていることが明らかとなっている。

委員会では、環境省が平成24年度から実施している「小型家電リサイクル推進事業」は、これまで目標を一度も達成することなく期限の先送りを繰り返しているが、毎年度作成されている同事業の行政事業レビューシートについて、令和5年度から複数のリサイクル事業と一つにまとめられて「リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業」という別の名称で作成されており、個々の事業の執行状況が見えなくなっていることが指摘された²³。また、経済産業省が実施する「低炭素技術を輸出するための人材育成支援

¹⁸ 第208回国会参議院決算委員会会議録第8号35頁（令4.5.16）

¹⁹ 会計検査院「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」（令5.9.15）

²⁰ この問題に関する詳細については、桑原誠「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果—参議院からの検査要請により明らかとなった問題と今後の論点—」『立法と調査』No.462（令5.12）を参照。

²¹ 第213回国会参議院決算委員会会議録第5号（令6.5.8）

²² 前掲注12

²³ 第213回国会参議院決算委員会会議録第3号11頁（令6.4.10）

事業」についても2年度22%、3年度9%、4年度13%と低調な執行率が続いていたが、事業終了年度を5年度から4年度に変更した上で、5年度には同じ事業を他の事業と一緒にまとめて「カーボンニュートラル実現シナリオ構築等に向けた国際連携事業」という異なる名称で行政事業レビュー・シートに記載しており、事業の継続的な検証ができなくなっていることが指摘された²⁴。

このような変更を行った理由について、経済産業省は明確に述べていないが、環境省はEBPMの手法の実践のためシートを作成する事業の単位を原則として予算事業の単位に見直したと説明している。しかしながら、上述のように、会計検査院の報告や国会の議論では、個々の事業の執行状況を把握し、公表することの重要性が指摘されており、複数の事業がまとまってしまうことでその内訳が分からなくなるという、結果として透明性を低めるような方法がEBPMやPDCAサイクルに資するとは思われない。行政改革推進会議では、行政事業レビューの抜本見直しの一環として、予算編成過程で行政事業レビュー・シートを活用するため作成単位を予算事業の単位に標準化することとしており²⁵、環境省や経済産業省以外でも同様の変更が行われていると考えられるが、個々の事業の支出済歳出額、繰越額及び不用額等の執行状況についても把握することができるよう工夫する必要があるだろう。

このように、いまだ政府には決算情報の開示について消極的な姿勢が見え隠れしており、国会の不断の監視が必要とされている。政府には、国会からの指摘も踏まえて、決算審査に資する形で情報開示を行うための課題と改善策について具体的に検討を進めるなど、更なる決算審査の充実に向けた真摯な取組が求められる。

(おおやなぎ りょう)

²⁴ 前掲注21

²⁵ 行政改革推進会議「行政事業レビューの抜本見直しについて」(令5.3.31) <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai52/setumei.pdf>> 2頁参照。